

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第2項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

平成 31 年4月 16 日告示第 386 号

改正

令和4年6月 23 日告示第 521 号

令和5年9月 28 日告示第 672 号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第 11 条第2項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

平成 25 年 11 月1日告示第 642 号の全部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成 19 年4月世田谷区規則第 55 号。以下「規則」という。)第 11 条第2項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第1の 23 の項に規定する複合施設において、別表第2の左欄に掲げる複合施設内の用途が同表の右欄に掲げる複合施設内の用途の規模である場合には、当該用途に供する部分に係る規則第 11 条第2項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、観覧席及び客席に係る事項とする。

別表第1

特定公共的施設の区分	建築物の用途及び規模	届出の対象となる計画に係る整備項目
1 医療等施設	(1) 患者の収容施設を有しない診療所、助産所、施術所及び薬局(医薬品の販売業を併せて行うものを除く。以下同じ。)の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合する医療等施設に係るものに限る。)
	(2) 患者の収容施設を有しない診療所の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(3) 助産所、施術所及び薬局の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(4) 患者の収容施設を有しない診療所、助産所、施術所及び薬局の用途に供	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜

	する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの又は病院若しくは患者の収容施設を有する診療所	路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
2 公益施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
3 福祉施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室、公共的通路、光警報装置
4 学校等施設	すべてのもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜

		路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、観覧席及び客席、公共的通路
5 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、公共的通路
6 自動車関連施設	(1) 自動車の駐車のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が 250 平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が 20 台以上のもの又は自動車の停留のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(2) 自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの又は自動車洗車場の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(3) 自動車教習所の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(4) 給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合する自動車関連施設に係るものに限る。)
	(5) 給油取扱所の用途に供する部分の	移動等円滑化経路等、出入口、階段に代わ

	床面積の合計が 200 平方メートル以上 のもの	り、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
7 公衆便所	すべてのもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
8 集会施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
9 物品販売業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの(卸売市場に係るものを除く。)	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合する物品販売業を営む店舗等に係るものに限る。)
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの(卸売市場に係るものを除く。)	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャ

		ワー室、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの(卸売市場に係るものを除く。)	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの(卸売市場に係るものを除く。)	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
10 飲食店	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合する飲食店に係るものに限る。)
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標

		識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
11 サービス業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合するサービス業を営む店舗等に係るものに限る。)
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの(次項に該当するものを除く。)	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(3) 中規模建築物であって、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標

		識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(6) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
12 宿泊施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
13 興行施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案

		内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
14 文化施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
15 展示施設	(1) 用途に供する部分の床面積(住宅の展示施設は敷地面積)の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシ

		ャワー室、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積(住宅の展示施設は敷地面積)の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、観覧席及び客席、公共的通路
16 運動施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、観覧席及び客席、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、観覧席及び客席、公共的通路、光警報装置
17 遊興施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階

	が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路、光警報装置
18 公衆浴場	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、公共的通路
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、公共的通路
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、観覧席及び客席、公共的通路
19 業務施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路

	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
20 工業施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
21 公共用歩廊	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
22 地下街	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
23 複合施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室、公共的通路、光警報装置

別表第2

複合施設内の用途	複合施設内の用途の規模
学校等施設	すべてのもの
集会施設	すべてのもの
宿泊施設	すべてのもの
興行施設	用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの
文化施設	すべてのもの
展示施設	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの
運動施設	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの
公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。